

周南市監査委員 中 村 研 二

周南市監査委員 坂 本 心 次

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第12項の規定により当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

地域振興部

地域づくり推進課、櫛浜支所、鼓南支所、久米支所、菊川支所、夜市支所、戸田支所、湯野支所、大津島支所、向道支所、長穂支所、須々万支所、中須支所、須金支所、和田支所、八代支所、文化スポーツ課、観光交流課

2 監査の範囲

平成29年4月（一部平成28年4月）から平成29年9月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

平成29年11月13日から平成30年2月1日まで

4 監査の結果に基づき措置を講じた内容

地域づくり推進課

(1) 収入事務

ア	指摘事項	施設使用料について、算定に誤りのあるものがあった。
	措置状況	適正な算定による調定額との差額を年度内に還付します。

鼓南支所

(1) 収入事務

ア	指摘事項	雑入について、納入通知書に納期限の記載がないものがあつた。
	措置状況	今後は適正に記載します。

菊川支所

(1) 収入事務

ア	指摘事項	雑入について、納入通知書に納期限の記載がないものがあつた。
	措置状況	今後は適正に記載します。

夜市支所

(1) 収入事務

ア	指摘事項	雑入について、納入通知書に納期限の記載がないものがあつた。
	措置状況	今後は適正に記載します。

須金支所

(1) 財産管理事務

ア	指摘事項	切手について、切手受払簿に記載のない切手があつた。
	措置状況	今後は適切な財産管理を行います。

観光交流課

(1) 共通的事項

ア	指摘事項	旅行命令について、算定に誤りのあるものがあつた。
	措置状況	適正な算定による旅費との差額について、追加で支給しました。

(2) 収入事務

ア	指摘事項	施設使用料について、算定に誤りのあるものがあった。
	措置状況	適正な算定による調定額との差額を年度内に徴収又は還付します。

(3) 契約事務

ア	指摘事項	契約結果の公表について、周南市職務権限規程に基づく決裁がされていないものがあった。
	措置状況	同職務権限規程に基づく決裁をしました。